

いわき市豊かな森づくり・木づかい条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策（第10条—第16条）

附則

森林は、木材の生産はもとより自然環境や国土の保全、水源の涵養^{かん}、公衆の保健、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、地域経済の発展と市民生活の維持向上に必要不可欠である。

また、近年、自然災害が激甚化・多発化し、国際的には持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組が広がりを見せており、災害の防止や循環型社会の形成に向けた人々の意識や行動が大きく変わりつつある中で、森林は、今後ますます重要なものとなってくる。

本市の森林は、その面積が市域の約7割を占め、人工林率が高く、適正に管理されていると認められた認証林が多いほか、戦後に造林された人工林は、活用の時期を迎えている。

しかしながら、本市の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の低迷や林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、その状況の推移によっては、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、木材の重要性を改めて認識し、「植える、育てる、使う、植える」という森林の循環利用をしながら、森林のもたらす多くの恩恵を後世に継承し、本市の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮の促進を図るため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携し、市民等の協力の下、市産木材等の利用の促進に取り組む必要があることから、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市産木材等の利用の促進に関し、基本理念を定め、及び市の責務等を明らかにするとともに、市産木材等の利用の促進に関する基本的な施策を定めることにより、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展による本市経済の活性化並びに森林の有する多面的機能の持続的な発揮に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産木材 市内で生産された原木をいう。
- (2) 市産木材製品 市産木材を原材料として市内で製材された物及び当該物又は市産木材を原材料として市内で製造された物をいう。
- (3) 市産木材等 市産木材及び市産木材製品をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 森林の有する自然環境及び国土の保全、水源の涵養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。
- (5) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 原木の製材若しくは流通又は木材製品の製造若しくは流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 市産木材等の利用の促進は、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担並びに相互の連携並びに市民及び事業者（林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者を除く。第9条において同じ。）の理解及び協力の下に行われなければならない。

2 市産木材等の利用の促進は、本市の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない

い。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び福島県と連携を図るよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第5条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の整備及び保全が図られるよう努めるものとする。

(森林組合及び林業事業者の役割)

第6条 森林組合及び林業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、委託を受けて行う森林の整備及び保全、人材の育成並びに市産木材の安定的な供給が図られるよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第7条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、市産木材等の流通の推進、人材の育成及び市産木材等の新たな用途の開発が図られるよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第8条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、市産木材等の積極的な利用、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成が図られるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の協力)

第9条 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能について理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

第2章 市産木材等の利用の促進に関する基本的施策

(市産木材等の利用の促進に関する方針)

第10条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市産木材等の利用の促進に関する方針（以下この条において「方

針」という。)を定めるものとする。

2 方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市産木材等の利用の促進に関する取組方針及び目標
- (2) 市産木材等の供給及び利用の確保に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市産木材等の利用の促進に関する事項

3 市長は、方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市の建築物等における市産木材等の率先利用)

第11条 市は、市産木材等の利用の促進を図るため、自ら整備する建築物等において、率先して市産木材等の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第12条 市は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、木材を活用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する者の確保及び育成に努めるものとする。

(普及啓発)

第13条 市は、市民が木材を利用する意義を学ぶ機会の確保、市産木材等に関する情報の発信その他の市産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、児童及び生徒が森に親しむ機会及び触れ合う機会を確保するとともに、森林の有する多面的機能についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市産木材等利用促進月間)

第14条 市は、市民の間に広く市産木材等についての関心と理解を深めるとともに、市産木材等の積極的な利用の促進を図るため、市産木材等利用促進月間を設ける。

2 市産木材等利用促進月間は、10月とする。

(推進体制の整備)

第15条 市長は、市産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者が相互に連携することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、市産木材等の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。